

審査事務規程の一部改正に係るパブリックコメントの募集について（実施結果公表）
 －並行輸入自動車の事前審査書面等の明確化等について－

令和3年3月29日

<問い合わせ先>

(独)自動車技術総合機構検査部検査課

電話 03-5363-3441 (代表)

標記について、令和3年3月9日から3月21日までの間、ご意見を募集したところ、5,048通のご意見を頂きました。

お寄せ頂いたご意見とそれらに対する当機構の考え方について、以下のとおり取りまとめましたので公表いたします。なお、頂いたご意見は、適宜整理集約して掲載しております。

今回、貴重なご意見をお寄せ頂いた方々には、御礼申し上げますとともに、頂いた意見を踏まえ、適切に並行輸入自動車の審査を実施するよう努めて参ります。

□ 寄せられたご意見の概要及び当機構の考え方は次のとおりです。

ご意見の概要	自動車機構の考え方
技術基準等宣言書について、届出者が全ての技術基準等を明確にする事は非常に困難。	提出いただく書面については、届出者の過度な負担とならないような様式を作成いたします。
ラベルの真正性の確認はどのようにするのか。 検査官の個人の判断で正しいラベルをおかしいと言われても困る。	具体的なラベルの真正性の確認方法については、不正排除の観点から公開できませんが、ラベルの真正性の確認については当機構の本部で行うことから、検査官個人の判断で正規のラベルではないと判断することはありません。
WVTA ラベル等の真正性の確認が取れない場合に、自動車メーカーから証明書を取得することは非常に困難。	真正性の確認が取れない WVTA ラベル等とは、正規のラベルと判断できないラベルのことを示しており、正規のラベルが貼付されていれば、自動車メーカーの証明書を取得する必要はありません。
WVTA ラベル等の真正性の確認が取れない場合に、ラベル以外の方法により技術基準等の適合証明が必要とあるが、試験実施場の斡旋は考えているのか。	真正性の確認が取れない WVTA ラベル等とは、正規のラベルと判断できないラベルのことを示しており、正規のラベルが貼付されていれば、試験の実施等を行う必要はありません。 なお、個別の試験場の斡旋等は現状でも行っておりません。
WVTA ラベル等の真正性の確認が取れない場合に、ラベル以外の方法により技術基準等の適合証明が必要とあるが、貴機構から、世界中のメーカーに対して、日本からの証明書発行について	真正性の確認が取れない WVTA ラベル等とは、正規のラベルと判断できないラベルのことを示しており、正規のラベルが貼付されていれば、証明書を発行してもらう必要はありません。また、技術基準等の適合性

<p>て合意を取り、我々事業者が簡易に申請できる仕組みを提供することが必要ではないか。</p>	<p>を証する書面の提出は、法令上申請者側の責任で行っていただく必要があります。</p>
<p>ラベルの審査期間を明確にしてほしい。</p>	<p>必要に応じて自動車製作者等へ照会することとなるため、明確な審査期間を示すことは難しいですが、迅速な処理を心がけます。</p>
<p>技術基準等の適合性を証する書面は、原則、自動車製作者等から発行された資料が必要とされているが、現在存在していない自動車製作者の資料は手に入らないし、そもそもメーカーは発行してくれないので、実質並行輸入車は登録できなくなるのではないか。</p>	<p>「原則、自動車製作者等から発行された資料」を求めるのは、当該並行輸入自動車の構造・装置が、技術基準等に適合している指定自動車等の構造・装置と同一構造、同一位置であるとして技術基準等の適合性を証明する場合のみとなります。</p> <p>従いまして、これまでも技術基準等の適合性を証するものとして取り扱ってきた書面等（WVTA ラベル又はプレート、FMVSS ラベル、CMVSS ラベル等を含む）が使用できなくなるということではありません。</p> <p>また、指定自動車等の構造・装置と同一構造を有し、かつ、同一位置に備えられているということのエビデンス（根拠）を書面により示すことは、指定自動車等の構造・装置の情報を持ち合わせている自動車製作者等でなければわからない情報があることから、原則として自動車製作者等が発行した資料を求めることとしております。</p> <p>しかし、上記エビデンスをその書面の確からしさを含め明確に示していただいた場合には、その有効性を考慮いたしますので、まずは届出先の事務所にご相談ください。</p>
<p>自動車製作者等が発行した技術基準等適合証明書はデジタル署名もあるので認めてほしい。</p>	<p>自動車製作者等が発行する技術基準等適合証明書がデジタル署名である場合は考慮いたしますので、まずは届出先の事務所にご相談ください。</p>
<p>中東やオーストラリア、日本以外のアジアの国の FMVSS ラベルも WVTA ラベルもない車両は登録できなくなるのではないか。</p>	<p>ラベル以外の方法であっても、日本の基準に適合していることを証明する方法がない訳ではありません。</p>
<p>指定自動車等の構造・装置と同一構造を有し、かつ、同一の位置に備えられていると思われる場合でも原則として技術基準の適合証明の発行が受けられず、メーカーにより整備資料の公</p>	<p>指定自動車等の構造・装置と同一構造を有し、かつ、同一位置に備えられているということのエビデンス（根拠）を書面により示すことは、指定自動車等の構造・装置の情報を持ち合わせている自動車製作者等</p>

<p>開等を積極的に行っていない法人もあることから、今まで通りのやり方を認めてほしい。</p>	<p>でなければわからない情報があることから、原則として自動車製作者等が発行した資料を求めることとしております。しかし、上記エビデンスをその書面の確からしさを含め明確に示していただいた場合には、その有効性を考慮いたしますので、まずは届出先の事務所にご相談ください。</p>
<p>排出ガス試験や加速走行騒音試験を受験する際に使用する資料は、今まで資料を認めてほしい。</p>	<p>排出ガス試験や加速走行騒音試験を受験する際に使用する資料については従前通りです。</p>
<p>旧車が登録できなくなるのは困る。</p>	<p>技術基準等の適用を受ける以前に製作されたいわゆる旧車等、適用される技術基準がない並行輸入自動車の取扱いは変更しておりません。</p>
<p>不正をした事業者への厳罰化をすべき。</p>	<p>技術基準等の適合性を証する書面又はラベルに偽造があったことが発覚した場合は、司法当局に告発する等、厳正に対処いたします。</p>
<p>書類やラベルの偽造等の不正行為により、不当な利益を得ている業者の市場からの排除のためにも必要な改正と考えることから賛成。</p>	<p>今後も適切な審査に努めてまいります。</p>